

建築士法上の「設計」の取扱い

「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、建築士自らが全ての設計図書を作成する場合のほか、当該建築士の部下や下請となる事業者に指示して、当該建築士の指導監督の下に設計図書の作成の一部を行わせる場合のように、当該建築士の意図が十分実現される形態で、実質的に当該建築士自身が全ての設計図書を作成したと同様の成果が得られる状態にある場合を含む。

ただし、他人の作成した設計図書に、単に責任を取るとの理由で記名押印する等の場合は含まれない。

このことから、元請となる建築士事務所の責任で行う設計図書の作成業務のうち、当該設計図書の一部を下請事業者が作成する行為は建築士法上の「設計」には該当せず、当該下請事業者の業務は無登録業務には該当しない。

○参考 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）抜粋

【法第 2 条第 6 項】

・「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

【法第 23 条第 1 項】

・建築士又はこれらの者（建築士）を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務～中略～を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

【法第 23 条の 10 第 2 項】

・何人も、第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けないで、建築士を使用し、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行ってはならない。

【法第 24 条の 3 第 1 項】

・建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。